

成長ベンチャー開発費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内における成長分野の振興を図るため、ライフサイエンス・エネルギー・IT分野においてベンチャーが行なう製品開発に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)ベンチャー 神奈川県内に本店を置く、設立後10年以内かつ、資本金3億円以下の法人。
- (2)成長分野 ライフサイエンス、エネルギー及びIT分野。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、成長ベンチャー開発費補助金事業（以下「補助事業」という。）とし、補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 本県又は県が出資している法人から、他の補助金の交付を受ける事業は補助対象としない。
- 3 補助年度において製品化を達成し、3年以内に商品化や知財化、大企業との共同開発契約等の成果を見込むものであること。

(補助事業の対象期間)

第4条 補助事業の対象期間は単年度とし、第8条に規定する補助金の交付決定日から、知事が指定する補助事業終了日までとする。

(補助金額の算出方法)

第5条 補助事業に対する補助金額は、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）に3分の1を乗じた額以内とする。また、補助金額は、100万円を下限とし、150万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「成長ベンチャー開発費補助金交付申請書（第1号様式）」に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対しその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
 - (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）
 - (3) 履歴事項全部証明書(写)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定に係る交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費項目の20%以内の変更に ついてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、「成長ベンチャー開発費補助金交付決定通知書(第2号様式)」により申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、「成長ベンチャー開発費補助金不交付決定通知書(第3号様式)」により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、申請者が交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(変更等の申請及び承認)

第10条 第7条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「成長ベンチャー開発費補助金変更承認申請書(第4号様式)」に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ交付決定額の変更を伴わないときは「成長ベンチャー開発費補助金変更承認通知書(第5号様式)」により通知するものとし、変更が適当であると認め、かつ交付決定額の変更を伴うときは「成長ベンチャー開発費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)」により通知するものとする。

なお、変更が適当であると認めた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

- 3 第7条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業中止・廃止承認申請書(第7号様式)」に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業中止・廃止承認通知書及び交付決定取消通知書(第8号様式)」により通知するものとする。
- 5 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業遅延等報告書(第9号様式)」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は、その指定する日現在における遂行状況を「成長ベンチャー開発費補助金 遂行状況報告書(第10号様式)」により、補助事業者に対しその指定する期日までに提出させ、又は調査をすることができる。

2 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、規則第11条各号を準用する。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、「成長ベンチャー開発費補助金実績報告書(第11号様式)」に次の書類を添付するものとする。

(1) 補助事業実施結果報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支出明細書

(4) 補助事業に係る支出を証する書類(写)

(5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第12条第2項に定める期日は、補助事業終了後(第10条第4項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)10日以内とする。当該期日が県の休日にあたる場合は、その前日をもって期限とする。

3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定及び支払い)

第13条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第10条第2項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「成長ベンチャー開発費補助金交付額確定通知書(第12号様式)」により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第8条又は第10条第2項の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、遂行状況を確認し知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。なお、この場合の交付の限度額は補助金交付決定額の2/3以内とし、残額については、補助事業終了後に精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、「成長ベンチャー開発費補助金に係る概算払請求書(第13-1号様式)」又は「成長ベンチャー開発費補助金に係る精算払請求書(第13-2号様式)」を知事に提出しなければならない。

3 概算払又は精算払に係る交付日は知事が定める。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第14号様式)」により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 規則第16条の2第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第17条ただし書きの規定により、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の処分の制限について知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は3年とする。

- 2 処分制限期間内において、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（第15号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、処分が適当であると認めるときは、「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分承認通知書（第16号様式）」により通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の承認に係る財産を処分したときは、すみやかに「成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分結果報告書（第17号様式）」を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- 6 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（実施成果の事業化）

- 第18条 補助事業者は、補助事業の実施によって得られた成果の事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、成長ベンチャー開発費補助金に係る事業化状況報告書（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第19条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条の2各項の規定を準用する。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、補助事業者の住所又は氏名（法人にあつては、所在地、名称又は代表者。）を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

主な対象経費の一覧

内 容	
調査費・外注費関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 特許及び実用新案の調査費用 ② 市場、マーケット調査費用 ③ 技術評価に要する経費 ④ 原材料及び副資材の購入 ⑤ 工具・器具等の購入（5万円未満（税込み）のものに限る。） ⑥ 機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る。） ⑦ 外注加工費用 ⑧ 資料購入費（5万円未満（税込み）のものに限る。） 等
旅費・人件費関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅費、交通費（領収書を発行可能なもので、かつ旅行目的が当該補助事業の目的と合致すると判断できるものに限る。） ② 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金 ③ 管理費（事業者支援機関への管理費。補助事業費総額の10%を上限とします。） ④ 人件費（補助事業費総額の20%を上限とします。ただし、IT分野に限り、40%を上限とします。補助事業に従事した分に限り、補助事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、補助事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。）

※ 当該契約の締結に要する費用は経費として認められません。

※ 施設賃借料や総務事務にかかる費用など、会社運営全般にかかる費用は対象外。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

印

成長ベンチャー開発費補助金交付申請書

成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業を次のとおり行いますので成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的及び内容

別紙1（事業計画書）のとおり

2 交付申請額 円

3 交付申請額の算出方法

別紙1のとおり

4 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

別紙1のとおり

第2号様式（第8条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

年 月 日付けで申請のありました 年度成長ベンチャー開発費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定により次のとおり決定したので、規則第8条の規定により通知します。

1 補助金額

金 円

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日～ 年 月 日

3 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度成長ベンチャー開発費補助金事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容並びに補助事業の補助事業の経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額の区分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認等を受けなければなりません。ただし、経費の20%以内の変更で、補助金の額の変更を要しない軽微な変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年〇〇パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
- (5) 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、遂行状況を確認し知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。なお、この場合の交付の限度額は補助金交付決定額

の2/3以内とし、残額については、補助事業終了後に精算払とする。

(6) 補助事業が完了したときから10日以内に、補助金実績報告書（要綱第11号様式）を知事に提出しなければなりません。

(7) その他、規則及び要綱で定めるところに従うこと。

- 4 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。ただし、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間を経過した場合はこの限りではありません。

なお、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間、知事が別に定める財産を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書（要綱第15号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。また、知事からの請求があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付しなければなりません。

- 5 補助金に係る経理についてその収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。

なお、保存期間が満了しない間に中小企業者等を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。また、これらの書類について、知事の求めがあったときは速やかに提出しなければなりません。

- 6 住所又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

- 7 県の調査が行われるときは適切に対応し、その指示に従わなければなりません。

- 8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

問い合わせ先

第3号様式（第8条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

年 月 日付けで申請のあった成長ベンチャー開発費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(交付しない理由)

（ 問い合わせ先 ）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業（の内容、の経費の配分）を次のとおり変更したいので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

経費等 経費区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

※経費の配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載してください。

第 5 号様式（第 10 条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金変更承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

平成 年 月 日付けで変更承認申請がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る事業については承認することとしたので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

年度成長ベンチャー開発費補助金変更交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

平成 年 月 日付けで変更承認申請がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る事業については承認することとしたので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

1 補助金額 円
(既決定額 円)

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、平成 年 月 日付けで申請のあった成長ベンチャー開発費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) 補助金の交付は原則として精算払とします。ただし、遂行状況を確認し知事が必要と認めた場合は、概算払ができるものとします。なお、この場合の交付の限度額は補助金交付決定額の 2 / 3 以内とし、残額については、補助事業終了後に精算払とします。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のある時は、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、平成 年 月 日付け成長ベンチャー開発費補助金交付決定通知書のとおりとします。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業を次のとおり中止・廃止したいので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第10条第3項の規定により承認を申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の時期

第 8 号様式（第 10 条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業中止・廃止承認通知書
及び交付決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

平成 年 月 日付けで中止・廃止承認申請がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る事業については承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業の遅延等について、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第10条第5項の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業の遂行状況について、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 遂行状況説明書（別紙1）

2 補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書（別紙2-1及び2-2）

補助事業遂行状況説明書

1 プロジェクト名	
2 補助事業者	
3 代表者名	
4 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 実施場所	
6 プロジェクトにおける作業日程（スケジュール）の経過	
7 プロジェクト内容の経過	
8 今後のスケジュール及び課題	

※委託のある場合は、委託先・契約日・委託内容・委託期間・実施状況についても記載してください。

補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書

経費区分		補助対象経費 (円)				補助金額 充当額
		予算額	A 執行済額	B 執行予定額	A+B 執行額	
調査費・ 外注費関係	①特許及び実用 新案の調査費用					
	②市場調査費用					
	③技術評価に要 する経費					
	④原材料及び副 資材の購入					
	⑤工具・器具等 の購入					
	⑥機械装置等の リース料					
	⑦外注加工費用					
	⑧資料購入費					
	小 計					
旅費・ 人件費関係	①旅費・交通費					
	②専門家への謝 金					
	③管 理 費					
	④人 件 費					
	小 計					
計						

※申請時の経費区分及び費目に合わせ、適宜修正して記載してください。

※経費区分、又は費目により複数ページになる場合は、各頁に小計欄を設けてください。

※執行済額とは、補助金の交付を受けた日から知事が指定する日までに支払済みの金額をいいます。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者名 印

年度成長ベンチャー開発費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業を完了しましたので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおりその実績を報告します。

- 1 補助事業実施結果報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2-1及び2-2）
- 3 補助金振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(7)がた 口座名義			

※補助金振込先は、補助事業者の法人口座に限ります。

※通帳の写しを添付してください。

補助事業実施結果報告書

1 プロジェクト名	
2 補助事業者	
3 代表者名	
4 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 事業の目的又は目標	
6 事業の経過及び結果	

※事業の結果は、委託又は専門家の指導を受けた場合は、その内容についても記載してください。

8 事業の成果、事業化への見通し

9 今後の取組、課題

収 支 決 算 書

(単位:円)

経 費	補助事業に要した経費	補助金充当額	
		予算額	決算額
調査費・外注関係	①特許及び実用新案の調査費用		
	②市場調査費用		
	③技術評価に要する経費		
	④原材料及び副資材の購入		
	⑤工具・器具等の購入		
	⑥機械装置等のリース料		
	⑦外注加工費		
	⑧資料購入費		
	小計		
旅費・人件費関係	①旅費・交通費		
	②専門家への謝金		
	③管理費		
	④人件費		
	小計		
計			

※申請時の経費区分及び費目に合わせ、適宜修正して記載してください。

※経費区分、又は費目により複数ページになる場合は、各頁に小計欄を設けてください。

第 12 号様式（第 13 条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金交付額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

成長ベンチャー開発費補助金交付決定通知（平成 年 月 日付け第 号）により交付決定した補助金については、平成 年 月 日付けで提出された成長ベンチャー開発費補助金実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業について、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、別紙1 補助事業支出計画説明書及び別紙2 補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書を添えて概算払を次のとおり請求します。

金 円

内 訳 補助金交付決定額 金 円也

概算払請求額 金 円也

残 額 金 円也

補助金振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※補助金振込先は、補助事業者の法人口座に限ります。

※通帳の写しを添付してください。

補助事業支出計画説明書

経 費		補助事業に要した経費	補助金充当額	
			予算額	決算額
調査費・外注関係	①特許及び実用新案の調査費用			
	②市場調査費用			
	③技術評価に要する経費			
	④原材料及び副資材の購入			
	⑤工具・器具等の購入			
	⑥機械装置等のリース料			
	⑦外注加工費			
	⑧資料購入費			
	小計			
旅費・人件費関係	①旅費・交通費			
	②専門家への謝金			
	③管理費			
	④人件費			
	小計			
計				

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業について、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、精算払を次のとおり請求します。

金	円		
内 訳 補助金交付決定額	金		円也
補助金確定額	金		円也
概算払受領済額	金		円也
今回請求額	金		円也

振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※補助金振込先は、補助事業者の法人口座に限ります。

※通帳の写しを添付してください。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所

氏 名

代表者名

印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第13条による額の確定額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）

円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

第15号様式（第16条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第 16 号様式（第 16 条関係）

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

平成 年 月 日付けで財産処分承認申請のあった成長ベンチャー開発費補助金に係る事業については、承認することとしたので、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

神奈川県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業財産処分結果報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業により取得した財産について、次のとおり処分したので成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により報告します。

1 財産処分承認番号及び承認年月日

財産処分承認番号：
承認年月日：

2 処分財産の品目

3 処分年月日及び処分の方法

4 処分に係る収入額等

処分に係る収入額（A）： 円
処分に係る支出額（B）： 円
処分に係る収益額（A－B）： 円

（注意事項）

- ① 処分完了後、速やかに報告してください。
- ② 処分した事実を確認できる書類等（見積書、契約書、請求書、領収書、写真など）を添付してください。
- ③ 当該財産を処分した結果、収益が生じた場合の納付額の算定式は以下のとおりです。

$$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$$

- A：当該財産を処分したことにより得た収入
B：処分のための撤去費等の費用
C：当該財産に係る補助対象経費（実績報告書参照）
D：Cに対する当該補助金の確定額（ 〃 ）
E：県への納付金額。なお、当該補助金の全体の確定額から財産処分に係るこれまでの累計納付額を控除した金額を限度とします。

第18号様式（第18条関係）

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度成長ベンチャー開発費補助金に係る事業化状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました成長ベンチャー開発費補助金に係る補助事業に関し、 年度の事業化状況について、成長ベンチャー開発費補助金交付要綱第18条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

年度事業化状況報告書
(補助年度 年度)

補助事業者	
プロジェクト名	
補助金確定額	円
補助事業に係る本年度の 収益額	円
事業化の状況	
産業財産権に関する届出	
新事業進出に関する報告	

※産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）に関する特許庁への届出。